

旅客営業規則の一部改正（2025 年 9 月 24 日九州旅客鉄道株式会社公告第 3 号）

旅客営業規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 2 号）の一部を次のように改正し、2025 年 10 月 1 日から施行します。ただし、第 77 条の 6 第 1 項第 2 号に係る改正規定は 2019 年 10 月 1 日から、第 307 条に係る改正規定は 2025 年 4 月 1 日から適用します。

現 行	改 正
(前略) (北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃) 第77条の6 北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。 (中略) (2) 営業キロが100キロメートルを超える場合 発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項並びに<u>同条</u>第2項の規定を適用して計算した額とする。 (中略) (割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限) 第 243 条 <u>区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券</u>又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。 2 <u>前項の規定にかかわらず</u>、往復割引普通乗車券を所持する旅客に対しては、当該乗車券の往片及び復片について同時に乗車券類変更の申出があつた場合に限り、その取扱いをする。 (中略)	(前略) (北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃) 第77条の6 北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。 (中略) (2) 営業キロが100キロメートルを超える場合 発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第77条第1項並びに<u>前条</u>第2項の規定を適用して計算した額とする。 (中略) (割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限) 第 243 条 <u>個人旅行用乗車券類のうち別に定めるもの、被救護者割引普通乗車券、定期乗車券</u>又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。 2 往復割引普通乗車券を所持する旅客に対しては、当該乗車券の往片及び復片について同時に乗車券類変更の申出があつた場合に限り、その取扱いをする。 <u>3 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について乗車変更の取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。</u> (中略)

現 行			改 正		
別表第1号の3 【第57条の3】 特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第1号イ)			別表第1号の3 【第57条の3】 特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第1号イ)		
2025 年	4月	7日から10日まで、14日から17日まで、21日から24日まで	2025 年	4月	7日から10日まで、14日から17日まで、21日から24日まで
	5月	7日、8日		5月	7日、8日
	6月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、23日から26日まで、30日		6月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、23日から26日まで、30日
	7月	1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、22日から24日まで		7月	1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、22日から24日まで
	8月	25日から28日まで		8月	25日から28日まで
	9月	1日から4日まで、8日から11日まで、16日から18日まで、24日、25日、29日、30日		9月	1日から4日まで、8日から11日まで、16日から18日まで、24日、25日、29日、30日
	10月	1日、2日		10月	1日、2日
	11月	-		11月	-
	12月	1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から24日まで		12月	1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から24日まで
2026 年	1月	5日から8日まで、13日から15日まで、19日から22日まで、26日から29日まで	2026 年	1月	5日から8日まで、13日から15日まで、19日から22日まで、26日から29日まで
	2月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、24日から26日まで		2月	2日から5日まで、9日から12日まで、16日から19日まで、24日から26日まで
	3月	2日から5日まで		3月	2日から5日まで
				<u>4月</u>	<u>6日から9日まで、13日から16日まで、20日から23日まで</u>
				<u>5月</u>	<u>7日</u>
				<u>6月</u>	<u>1日から4日まで、8日から11日まで、15日から18日まで、22日から25日まで、29日、30日</u>

現 行			改 正		
				<u>7月</u>	<u>1日、2日、6日から9日まで、13日から16日まで</u>
				<u>8月</u>	<u>24日から27日まで、31日</u>
				<u>9月</u>	<u>1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、24日、28日から30日まで</u>
				<u>10月</u>	<u>1日</u>
				<u>11月</u>	<u>30日</u>
				<u>12月</u>	<u>1日から3日まで、7日から10日まで、14日から17日まで、21日から24日まで</u>
			<u>2027年</u>	<u>1月</u>	<u>6日、7日、12日から14日まで、18日から21日まで、25日から28日まで</u>
				<u>2月</u>	<u>1日から4日まで、8日、9日、15日から18日まで、24日、25日</u>
				<u>3月</u>	<u>1日から4日まで</u>
別表第1号の4			【第57条の3】		
特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第2号イ)			特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第2号イ)		
2025年	4月	-	2025年	4月	-
	5月	-		5月	-
	6月	-		6月	-
	7月	18日から21日まで、25日から27日まで		7月	18日から21日まで、25日から27日まで
	8月	1日から3日まで、7日、10日、11日、13日から15日まで、22日から24日まで		8月	1日から3日まで、7日、10日、11日、13日から15日まで、22日から24日まで
	9月	12日から15日まで、19日から21日まで、23日		9月	12日から15日まで、19日から21日まで、23日
	10月	3日から5日まで、10日から13日まで、17日から19日まで、24日から26日まで、31日		10月	3日から5日まで、10日から13日まで、17日から19日まで、24日から26日まで、31日
	11月	1日から3日まで、7日から9日まで、14日から16日まで、21日から24日まで、28日から30日まで		11月	1日から3日まで、7日から9日まで、14日から16日まで、21日から24日まで、28日から30日まで

現 行		
	12 月	26 日、28 日、29 日、31 日
2026 年	1 月	2 日
	2 月	-
	3 月	19 日から 31 日まで

改 正		
	12 月	26 日、28 日、29 日、31 日
2026 年	1 月	2 日
	2 月	-
	3 月	19 日から 31 日まで
	<u>4 月</u>	<u>二</u>
	<u>5 月</u>	<u>二</u>
	<u>6 月</u>	<u>二</u>
	<u>7 月</u>	<u>17 日から 20 日まで、24 日から 26 日まで、31 日</u>
	<u>8 月</u>	<u>1 日、2 日、5 日、6 日、9 日、11 日から 14 日まで、17 日、21 日から 23 日まで</u>
	<u>9 月</u>	<u>二</u>
	<u>10 月</u>	<u>9 日から 12 日まで、16 日から 18 日まで、23 日から 25 日まで、30 日、31 日</u>
	<u>11 月</u>	<u>1 日、6 日から 8 日まで、13 日から 15 日まで、20 日から 23 日まで、27 日から 29 日まで</u>
	<u>12 月</u>	<u>25 日から 28 日まで、31 日</u>
<u>2027 年</u>	<u>1 月</u>	<u>4 日</u>
	<u>2 月</u>	<u>二</u>
	<u>3 月</u>	<u>19 日から 31 日まで</u>

別表第 1 号の 5

【第 57 条の 3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第 57 条の 3 第 1 項第 3 号イ)

2025 年	4 月	25 日から 30 日まで
	5 月	1 日から 6 日まで
	6 月	-
	7 月	-

別表第 1 号の 5

【第 57 条の 3】

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第 57 条の 3 第 1 項第 3 号イ)

2025 年	4 月	25 日から 30 日まで
	5 月	1 日から 6 日まで
	6 月	-
	7 月	-

現 行			改 正			
	8 月	8 日、9 日、16 日、17 日		8 月	8 日、9 日、16 日、17 日	
	9 月	－		9 月	－	
	10 月	－		10 月	－	
	11 月	－		11 月	－	
	12 月	27 日、30 日		12 月	27 日、30 日	
2026 年	1 月	3 日、4 日	2026 年	1 月	3 日、4 日	
	2 月	－		2 月	－	
	3 月	－		3 月	－	
		<u>4 月</u>		<u>－</u>		
		<u>5 月</u>		<u>1 日から 6 日まで</u>		
		<u>6 月</u>		<u>－</u>		
		<u>7 月</u>		<u>－</u>		
		<u>8 月</u>		<u>7 日、8 日、15 日、16 日</u>		
		<u>9 月</u>		<u>18 日から 23 日まで</u>		
		<u>10 月</u>		<u>－</u>		
		<u>11 月</u>		<u>－</u>		
		<u>12 月</u>		<u>29 日、30 日</u>		
			<u>2027 年</u>	<u>1 月</u>	<u>2 日、3 日</u>	
				<u>2 月</u>	<u>－</u>	
				<u>3 月</u>	<u>－</u>	
(中略)			(中略)			
別表第 4 号			別表第 4 号			
【第 307 条】			【第 307 条】			
(略)			(略)			
		亜塩素酸塩類	－	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			－	その他の亜塩素酸塩類		－

現 行						改 正						
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—			—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—		
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—				—	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの		
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—			—	その他の次亜塩素酸塩類			漂白剤*
			—	過硫酸カリウム	—							
			—	過硫酸ナトリウム	—							
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—							
			—	その他の酸化性の物及び製品	—							
			(略)									
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—			—				
			—	過硫酸カリウム	—							
			—	過硫酸ナトリウム	—							
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—							
			—	その他の酸化性の物及び製品	—							
(略)						(略)						
(以下略)						(以下略)						